平成２６年度

中心市街地活性化関連
支援措置の概要

経済産業省
商務流通保安グループ
中心市街地活性化室

中小企業庁
経営支援部
商業課

中心市街地再興戦略事業補助金

【平成 26 年度予算】
690 百万円

1. 事業概要・目的

○「日本再興戦略」に掲げる民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を実現するために、中心市街地活性化法に基づいて以下のような支援を行います。

○地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を行います。具体的には地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業に対し、近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備を支援します。

○また、従来の中心市街地については、少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを支援します。

2. 対象者

まちづくり会社(※)、民間事業者、商店街振興組合、NPO 法人　等

(※)自治体、商工会議所等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始め、まちづくりに必要で一定の公共性を持った事業を展開する会社

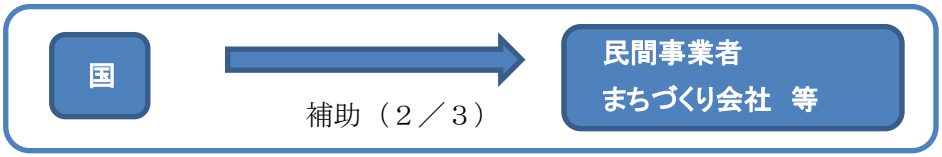

3. 支援内容

中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する取り組みを支援。

■調査事業

対象事業：ニーズ調査、マーケット調査、商店街に対する波及効果調査　等

補助額：上限 1,000 万円、下限 100 万円

補助率：２／３

■専門人材活用支援事業

対象事業：タウンマネージャー、経営コンサルタント派遣」等

補助額：上限 1,000 万円、下限 100 万円

補助率：２／３

■先導的・実践的事業

対象事業：施設整備事業、ソフト支援事業　等

補助額：(施設整備事業)上限 2 億円(5 億円※)、下限 100 万円

(施設整備事業以外)上限 1,000 万円、下限 100 万円

※重点支援要件を満たした事業については、上限額を引き上げます。

中心市街地活性化基本計画の認定スキーム

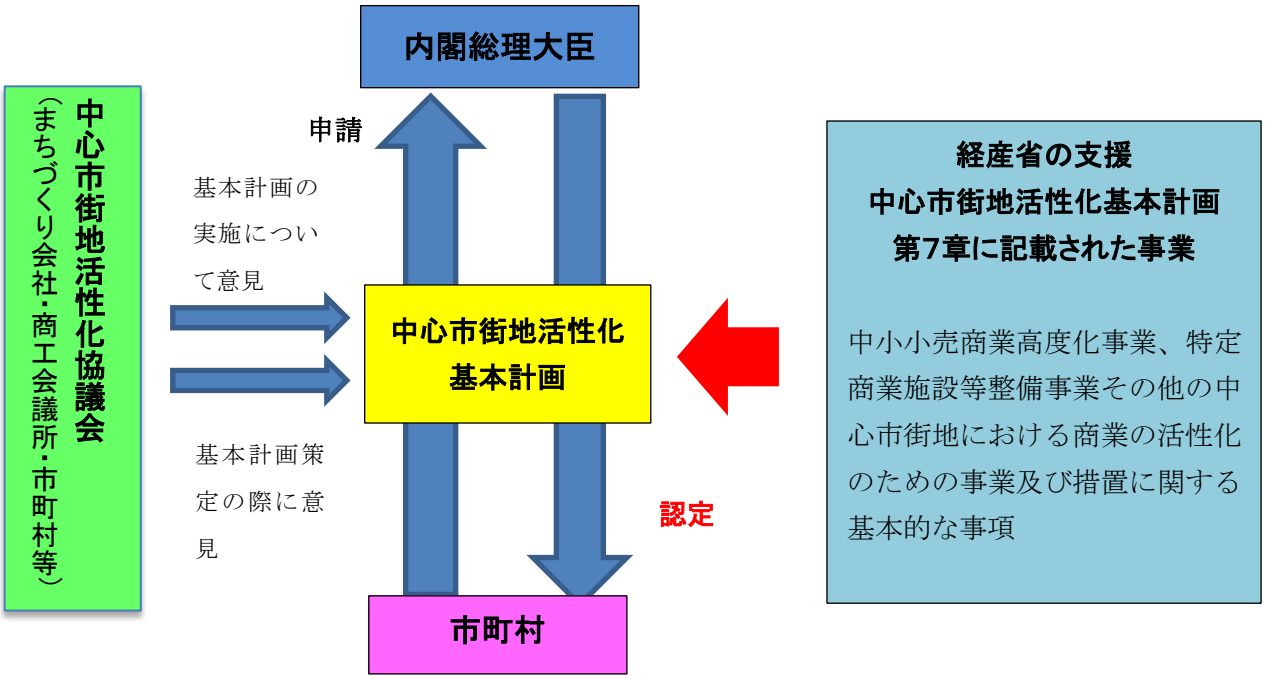

中心市街地活性化基本計画の認定スキーム

- 調査事業(ニーズ調査、マーケティング調査等)
- 専門人材の派遣(タウンマネージャー、経営コンサルタント派遣等)
- 先導的、実証的事業への支援(施設整備事業、ソフト支援事業等)

商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)

【平成 25 年度補正予算額】
4,500 百万円

1. 事業概要

〇「日本再興戦略」に掲げる、民間投資の喚起を軸とする中　心市街地活性化を前倒して実現すること、及び消費増税により深刻な影響が懸念される地域の商店街への支援を図るため、地域経済において重要な役割を果たす中心市街地に対して、事業を絞って重点的に支援を行う。

〇その際、本事業の対象を、地元商店街に対する経済効果が大きく及ぶ事業とし、商店街等の地域経済全体が便益を享受できる仕組みとする。

2. 対象者

まちづくり会社(※)、民間事業者、商店街振興組合、NPO 法人　等

(※)自治体、商工会議所等の出資を受け出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始め、まちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社

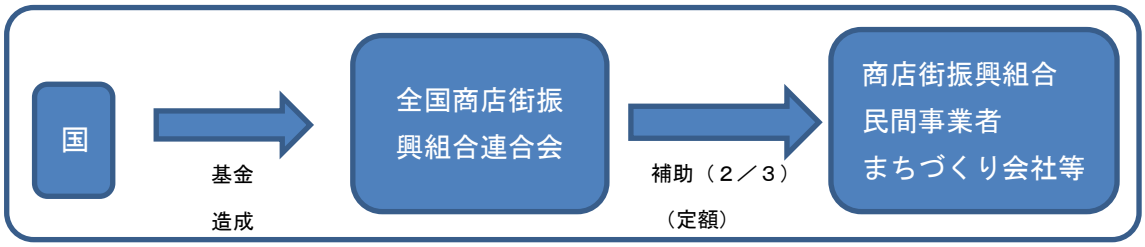

3. 支援内容

中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する取組を支援。

■調査事業

中心市街地の核となり周辺商店街へ効果が波及する高度な商業施設の整備等の前に実施する事業化可能性調査について支援。

例）ニーズ調査、マーケット調査、商店街に対する波及効果調査等

・補助率：定額

・補助額：上限 1,000 万円、下限 100 万円

■先導的・実証的事業

中心市街地活性化に向け、地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策に関する調査に基づいた施設整備事業に対し支援。具体的には、中心市街地の核となり、周辺商店街へ効果が波及する高度な商業施設等について支援。

例）高度な商業施設を整備する事業、広域生活圏の商業の活性化が見込まれる事業、広域生活圏内外からの来訪者が見込まれる事業

・補助率：2／3

・補助額：上限 2 億円(5 億円※)、下限 100 万円

※重点支援要件を満たした事業については、上限額を引き上げます。

戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金

【平成 26 年度予算】
320 百万円

1. 事業概要・目的

〇中心市街地において、エネルギー効率の向上を図ることが、中心市街地の活性化をもたらすことを、ビジネスモデルで実証します。

〇例えば、ＥＭＳ等のエネルギー制御機器を用いたまちづくり等、エネルギー効率の向上に資する事業を活性化の一要素として、地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証します。

〇特にモデル性の高い取組に絞って実施し、まちづくり事業として成立することを実証し、全国の中心市街地へ横展開を目指します。

2. 条件（対象者、対象行為、補助率等）

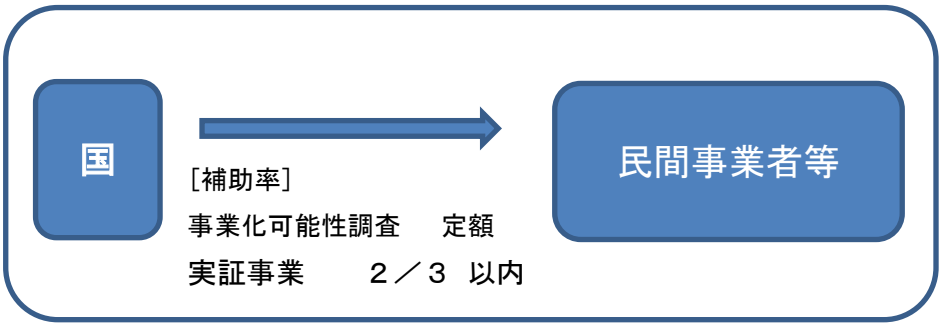

3. 支援内容

中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村において、特定民間中心市街地経済活力向上事業の認定を受けた民間事業者等が実施する取組を支援。

■事業化可能性調査

省エネ設備の導入による省エネ効果と、それに伴うコスト改善等と連動される中心市街地活性化に向けた取組事業の事業化可能性に関する調査が対象。

例）事業採算性に関する調査、ニーズ調査、マーケット調査　等

・補助率：定額

・補助額：上限 1,000 万円、下限 100 万円

■実証事業

事業化可能性調査を踏まえて実施する事業で、特定民間中心市街地経済活力向上事業の経済産業大臣認定を受けた事業が対象。

例）高度な商業施設等の整備における省エネ機器導入事業　等

・補助率：２／３

・補助額：上限 3 億円、下限 100 万円

事業イメージ

エネルギー効率の向上のための省エネ設備等の導入 → 地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証 → 全国の中心市街地への波及的な省エネ効果の展開

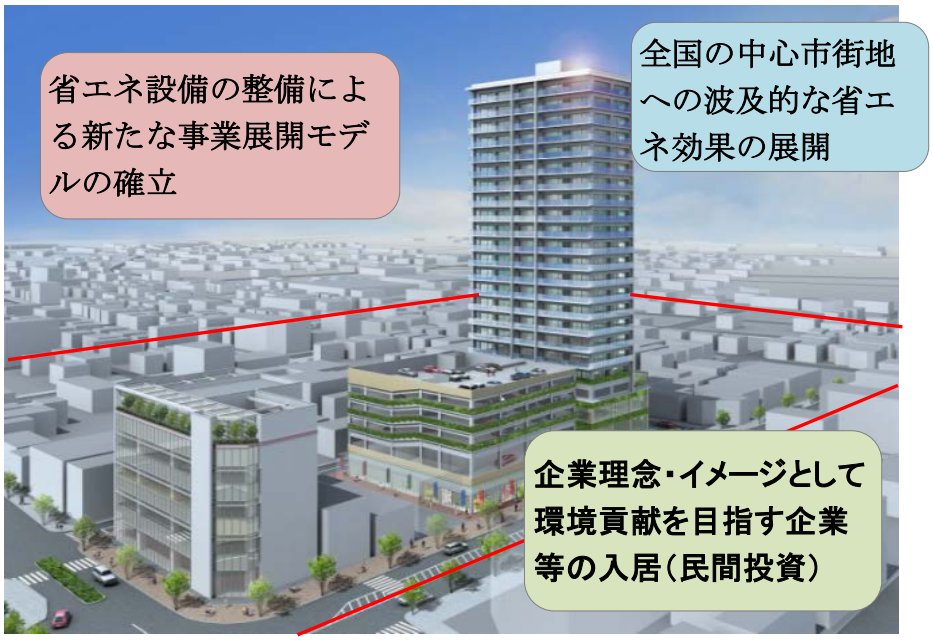

中小企業総合経営支援事業

中小企業基盤整備機構
交付金

【２６年度予算額】	【２５年度予算額】
中小企業経営支援事業 ２，９６３百万円の内数	中小企業経営支援事業 ３，０８８百万円の内数

（1）中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地における商業の活性化及び協議会等の活動に関する取組について、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、以下の支援を行います。

◇中心市街地活性化へ向けた各種取組（中心市街地活性化協議会の設立、商業施設等の整備・運営のハード事業、商業活性化に資するソフト事業等）に対し、勉強会等の支援を行います。

◇中心市街地における商業活性化に係る各種計画・事業について、専門家によるプロジェクトチームを編成し、個別事業の実効性を高めるための助言･診断・課題整理等や、個別事業実施後のフォローアップ等の支援を行います。

［対　象　者］中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を設立しようとする者（商工会・商工会議所・まちづくり会社等）
［利用者負担］原則なし

【個別事業等実施のためのセミナー･研修会･勉強会開催の支援】
中心市街地の商業活性化に資する個別事業実施のためのセミナー等の企画･立案支援･講師の派遣を行う。

【個別事業計画等に関する診断･助言の支援】
中心市街地の商業活性化に資する個別事業計画（基本計画に盛り込まれる事業）及び協議会等活動に対し、事業の実効性を高めるために、複数の専門家によるプロジェクトチームを編成し、調査･分析等に基づく診断･助言･課題整理等を行う。
・ハード事業及びソフト事業の事業計画ブラッシュアップ
・事業構想の事業化支援
・事業実施後のフォローアップ支援

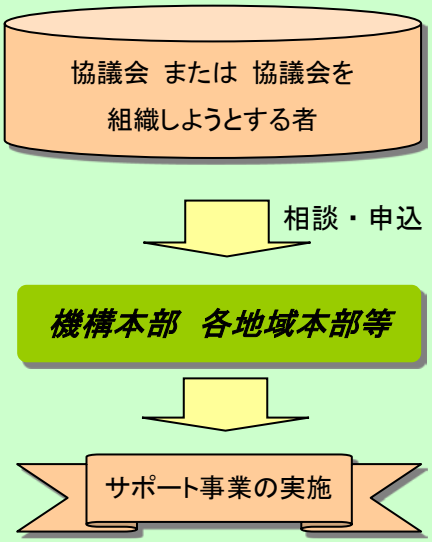

※公募により事業を実施します

（2）中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化の推進にあたり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会（以下「協議会」）の設立・運営等に対して、電話等による相談等対応、情報提供、また、既に活動している協議会における課題の検討、さらには協議会のネットワーク化を推進するため、中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心として、以下のような支援を実施します。

★電話等による相談

協議会の設置や運営などに関する様々な相談に対応します。
電話･メール等で相談を受け付けます。

★各種情報提供

支援センターのHPから各種の情報提供を行います。
- 協議会の設置状況や基本計画の認定状況
- 全国各地のまちづくり取り組み事例
- 国等の支援策
- メールマガジンの発行

★協議会のネットワーク構築支援

- ブロック交流会の開催
- 全国交流会の開催

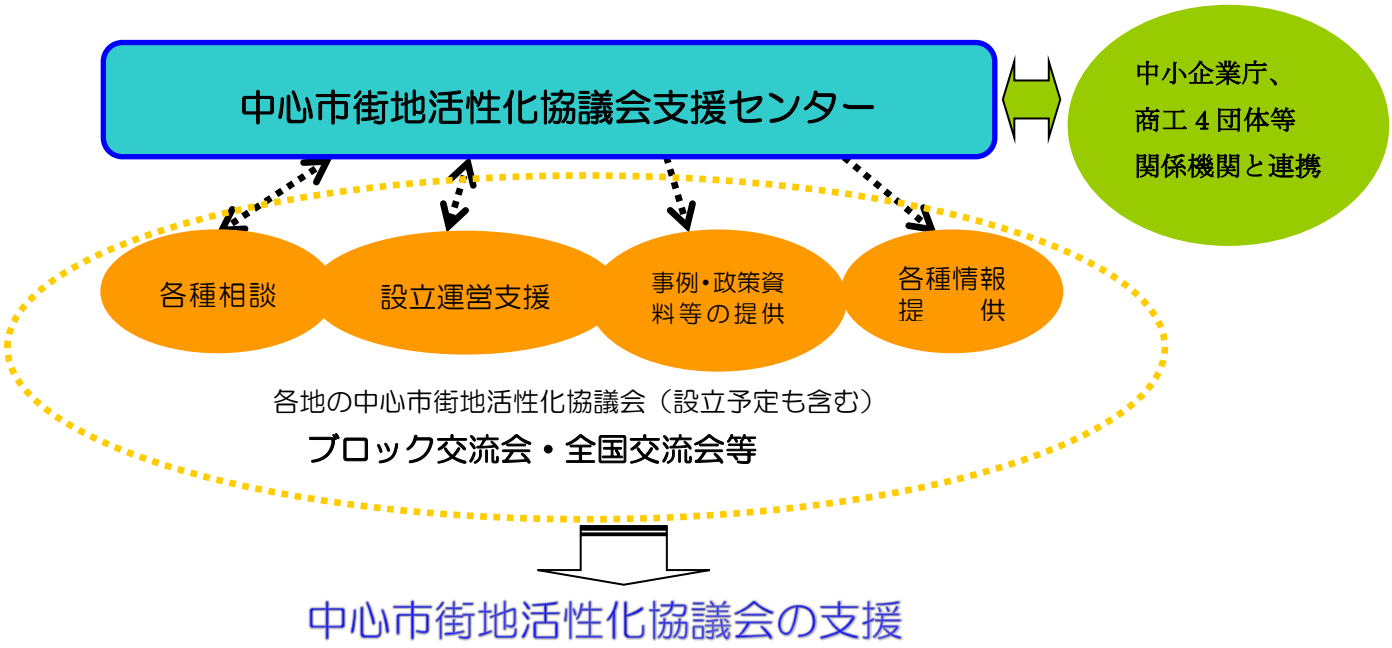

中小企業基盤整備機構
交付金

（3）中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地における商業活性化を支援するため、商業活性化に関する専門的な知識を有する、中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣します。

中心市街地商業活性化アドバイザー（協議会）

［支援内容］
タウンマネジメントの観点から、中心市街地活性化協議会の組織体制の整備、商業機能の整備、ソフト事業の実施や活性化等に係るアドバイスを行います。

［対象者］
中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を設立しようとする者（商工会・商工会議所・まちづくり会社等）

【スキーム】

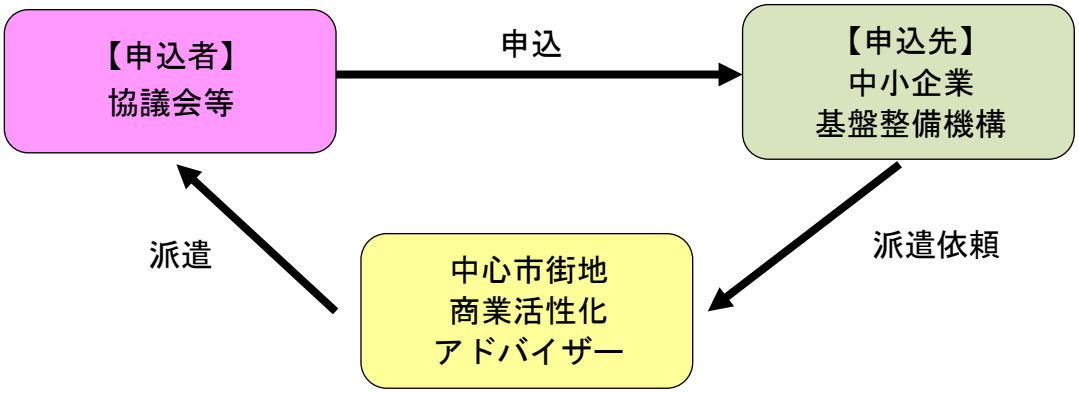

アドバイザーには、中小企業診断士、建築士等に加え、各地でまちづくりの中心となって活躍した人物等、多様な専門家が登録されており、中心市街地活性化全般、あるいは、商店街が抱える様々な課題に対応したアドバイスを行います。

税制支援措置

1．土地等を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

個人又は法人が中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を特別控除する。

2．土地・建物や設備等の取得時の減免措置

○ 中心市街地活性化法の改正により創設する「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる、

① 建物及び建物付属設備、構築物の取得に対し、5年間30％の割増償却制度を創設する。

② 土地・建物の取得に対し、土地・建物の所有権の保存登記及び移転登記の際の登録免許税を1／2とする措置を創設する。

・所有権の保存登記　1，000分の2（本則1，000分の4）

・所有権の移転登記　1，000分の10(本則1，000分の20)

財政投融資

1．低利融資制度（企業活力強化資金）

「不動産の所有と利用の分離」の手法を用い、不動産利用権を集約化して商業施設を整備する事業を行うまちづくり会社等、または中心市街地・商店街で事業を行う中小小売商業者等の設備資金及び運転資金に対する低利融資を行う。

【融　資　先】（1）卸・小売・飲食店及びサービス業者
（2）中心市街地活性化法の特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき事業を行う特定会社等
※（2）の対象となる者は、一定の条件を満たす方は劣後ローン制度の利用も可能
（3）中心市街地活性化法の認定特定民間中心市街地経済活力向上計画に基づき施設整備を実施する中小企業者
（4）中心市街地活性化法の認定特定民間中心市街地経済活力向上計画により整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む中小企業者

【資金使途】
融資先（1）：経営近代化、流通合理化及び共同化等の設備の取得、セルフサービス店の取得、空き店舗への出店、販売促進、人材確保、新分野への進出　等
融資先（2）：計画の実施のために必要な設備資金及び運転資金
融資先（3）：施設整備を実施するために必要な設備資金及び運転資金
融資先（4）：施設に出店するために必要な設備資金及び運転資金

【貸付利率】中心市街地関連地域（中活法による中心市街地等）で事業を行う場合
融資先（1）：特別利率②（中小企業事業本部）
特別利率③（国民生活事業本部）
融資先（2）：特別利率②
融資先（3）：特別利率③（中小企業事業本部）
融資先（4）：特別利率③（中小企業事業本部）

【限　度　額】日本政策金融公庫
融資先（1）（2）：中小企業事業本部　　7．2億円（長期運転資金は2．5億円）
国民生活事業本部　7，200万円（運転資金は4，800万円）
融資先（3）：中小企業事業本部　　7．2億円
融資先（4）：中心企業事業本部　　2．7億円

中心市街地活性化に関するお問い合わせ先一覧

経済産業局等	窓口	連絡先（電話番号）	URL
経済産業省本省	商務流通グループ　中心市街地活性化室	03-3501-3754（直通）	http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/town_planning/index.html
中小企業庁	経営支援部　商業課	03-3501-1929（直通）	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html
北海道経済産業局	産業部　流通産業課　商業振興室	011-738-3236（直通）	http://www.hkd.meti.go.jp/information/shogyo/kasseikahou.htm
東北経済産業局	産業部　商業・流通サービス産業課	022-221-4914（直通）	http://www.tohoku.meti.go.jp/shogyo/index-syotengai.htm
関東経済産業局	産業部　流通・サービス産業課　商業振興室	048-600-0317（直通）	http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/shougyou/index.html
中部経済産業局	産業部　流通・サービス産業課　商業振興室	052-951-0597（直通）	http://www.chubu.meti.go.jp/syosin/tyuukatu/tyuukatu.htm
近畿経済産業局	産業部　流通・サービス産業課	06-6966-6025（直通）	http://www.kansai.meti.go.jp/sangyou.html
中国経済産業局	産業部　流通・サービス産業課	082-224-5653（直通）	http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/a3.htm
四国経済産業局	産業部　商業・流通・サービス産業課	087-811-8524（直通）	http://www.shikoku.meti.go.jp/1_sesaku/index.html#3
九州経済産業局	産業部　流通・サービス産業課　商業振興室	092-482-5456（直通）	http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/frame.htm
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部　商務通商課	098-866-1731（直通）	http://ogb.go.jp/keisan/keisan_keisan_syoumu.html

まちづくりに関するあらゆる情報が詳しく御覧いただけます。
まちづくり総合情報サイト
http://www.machigenki.jp/